
Ponta Premium Plus 一般カード特約

第 1 条（名称）

Ponta Premium Plus 一般カード（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が発行するカードで、JCB カード機能を有します。

第 2 条（本会員及び家族会員）

1.本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

2.家族会員（以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第 3 条（年会費）

1.本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、本会員の入会初年度は無料とし、次年度より毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。

2.前項にかかわらず、本会員及び家族会員を含めた、前年度のカードショッピングのご利用金額合計が 5 万円（消費税を含みます。）以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。（なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず、次年度の利用と判定される場合があります。）

3.次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第 4 条（適用）

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。

Ponta Premium Plus 一般カードクレジットポイント利用規約

第 1 条（本規約の目的）

本規約は、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と株式会社ロイヤリティ マーケティング（以下「LM」といいます。）が提携して当社が発行する Ponta Premium Plus 一般カード（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第 2 条（本ポイントサービスの概要）

1.本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社が「Ponta ポイント」（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。

2.本ポイント計算期間（毎月 1 日から当月末日までの期間をいいます。）において発生した本ポイントは、当該本ポイント計算期間終了日の属する月の翌月の 20 日（以下「ポイント付与日」といいます。）までに各会員に付与されます。

3.会員が本ポイント以外にラブリーポイント、その他ポイントを付与されている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第 3 条（本ポイント付与方法）

1.本ポイントは、各月の新規カード利用代金合計金額 100 円（ただし、100 円（税込）未満は切り捨て。）ごとに

1 ポイントを付与するものとします。

2.当社は、会員に対して付与するポイント数等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書または「インターネットクラブのご利用代金明細照会」により通知するものとします。

第4条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

(1)カードキャッシングの利用代金および手数料。

(2)分割払い・リボルビング払いの手数料。

(3)年会費等の費用。

(4)本カード再発行等に関する手数料。

(5)本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合。

(6)Edy・nanaco・Kyash・WebMoney（au PAY のチャージを含みます。）・TOYOTA Wallet・スマイルマネー・交通系 IC（Suica・PASMO・ICOCA）・JALPay・ANAPay・FamiPay・WAON 等の電子マネーの各チャージ利用代金。

(7)会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。

(8)本カードの利用代金が、第3条第1項に記載の金額に満たない場合、ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。

(9)(1)～(8)のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または、特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を、本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第5条（本ポイントの付与条件）

本ポイントサービスは、以下の条件を全て満たしている場合にのみ行われるものとします。

(1)当社が LM にポイント数を通知する時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。

(2)当社が LM にポイント数を通知する時点で、会員が Ponta 会員の会員資格を有していること。

第6条（公租公課）

本ポイントサービスにより付与された本ポイントについて、公租公課が課せられる場合は、会員が公租公課を負担するものとします。

第7条（権利の喪失およびサービス停止等）

1.会員が、次のいずれかに該当したときは、理由の如何を問わず、当社は会員に通知することなくポイント付与を停止し、会員は当該事由発生前に付与されたポイントを含め本ポイントサービスの提供を受ける資格を喪失するものとします。

(1)会員が本カードの会員資格を喪失した場合。

(2)会員が Ponta 会員の会員資格を喪失した場合。

2.当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知なくして本ポイントの付与等のサービスを停止することができるものとします。

第8条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第9条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、本ポイント付与資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第10条（変更・中止・終了等）

1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものと、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。

2.前項により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 11 条（適用）

本規約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとします。

第 12 条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は、日本国の法令等が適用されるものとします。

Ponta Premium Plus 規約

第 1 条（カード名称）

株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が株式会社ロイヤリティ マーケティング（以下「LM」といいます。）と提携し、当社がクレジットカード機能を、LM が共通ポイントカード Ponta の機能を提供して発行するカードを、Ponta Premium Plus（以下「本カード」といいます。）といいます。

第 2 条（カード発行）

1.お客様が、Ponta Premium Plus 規約、ジャックスカード会員規約、Ponta Premium Plus 一般カードクレジットポイント利用規約、Ponta 会員規約及び当社の個人情報の取扱いに関する同意条項に同意し、当社及び LM（以下「両社」といいます。）に本カードの利用のお申し込みを行い、両社が本カードの利用を認めた方（以下「会員」といいます。）に、Ponta Premium Plus を発行します。

2.Ponta Premium Plus 規約に別段の定めが無い限り、本カードのクレジットカード機能部分については、Ponta Premium Plus 規約、ジャックスカード会員規約、Ponta Premium Plus 一般カードクレジットポイント利用規約及び当社の個人情報の取扱いに関する同意条項が、ポイントカード機能部分については、Ponta Premium Plus 規約及び Ponta 会員規約の規定が、それぞれ適用されます。

第 3 条（個人情報の取扱い）

1.当社は、個人情報の取扱いに関する同意条項の利用目的の範囲で、お客様の個人情報の収集、保有、利用を致します。

2.LM は、Ponta 会員規約 第二章の会員の個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定に基づいて、お客様の個人情報の収集、保有、利用、提供をします。

3.当社は、本カード発行後に会員から通知を受け、又は当社が適法かつ公正に収集したことにより知り得た、会員の氏名、住所、電話番号、携帯電話番号、ご職業、メールアドレス等の変更に関する情報、及び会員の退会情報等を LM へ提供します。

4.当社は、会員のカードショッピング（ジャックスカード会員規約第二章に定めるカードショッピングをいいます。）の利用日、利用場所、利用金額、及び当該カードショッピングにより発生した共通ポイント数に関する情報を LM へ提供します。

第 4 条（Ponta メール登録の同意）

カード利用のお申し込みに当たっては、お得な情報が届く Ponta メールニュースへの登録について同意の上でお申し込みいただきます。

第 5 条（共通ポイントの付与時期についての特則）

1.共通ポイントは、共通ポイント計算期間内（毎月 1 日から当月末日までの期間をいいます。）に会員が本カードを利用して行なったカードショッピングの額に所定のポイント付与率を乗じて算出されます。ただし、カードショッピングが当該カードショッピングを行なった共通ポイント計算期間内にキャンセルされた場合には、当該カードショッピングにかかる共通ポイントは発生しなかったものとして取り扱います。

2.各共通ポイント計算期間において発生した共通ポイントは、当該共通ポイント計算期間終了日の属する月の翌

月の 20 日（以下「ポイント付与日」といいます。）までに各会員に付与されます。

3.会員が、ある共通ポイント計算期間におけるカードショッピングを、当該共通ポイント計算期間終了日の翌日以降にキャンセルした場合、当該キャンセルした日が属する月の翌月以降、最初に到来するポイント付与日において、当該キャンセルされたカードショッピングにより発生した共通ポイントを取り消します。